

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

Y県は、靖国神社の挙行した宗教上の祭祀・例大祭のため、過去 5 年にわたり、玉串料として、毎年 1 万円を県の公金から支出して奉納している。これに対して、Y県の住民Xらが、こうした公金支出は憲法違反の財務会計行為に当たると主張し、Y県知事を相手取って損害賠償を求める住民訴訟を提起した。Y県によれば、本件支出は遺族援護行政の一環で行われたものにすぎず、戦没者の慰靈及び遺族の慰謝を目的として行われた社会的儀礼の実践であり、憲法違反ではないとされている。

【設問】

上記の公金支出は憲法違反であるとの立場から、その結論を根拠づける憲法上の論証を行なさい。その際、関連する最高裁判決に準拠した憲法論になるよう留意しなさい。